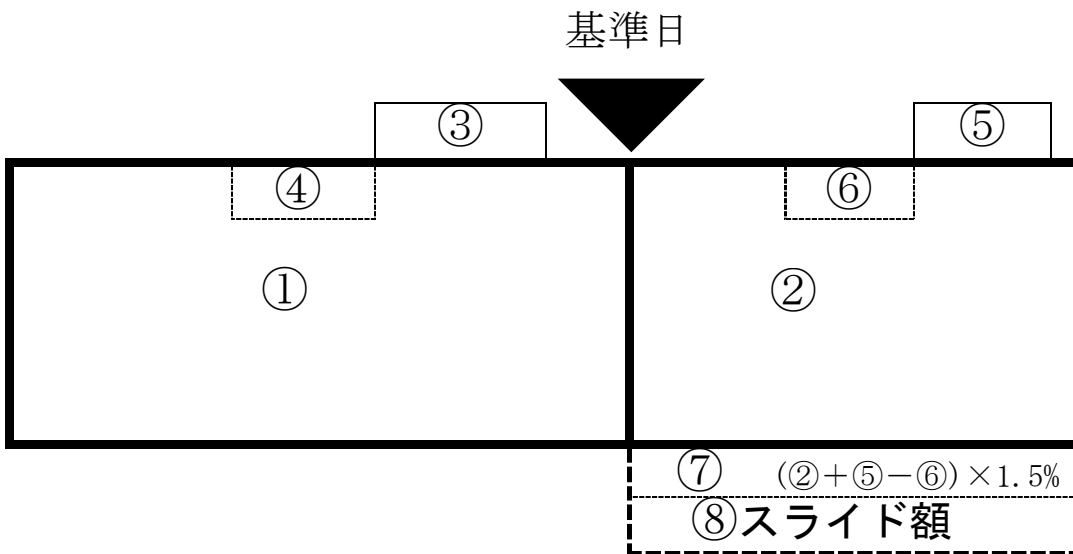


# スライド変更の説明図



## 1 イメージ図番号の説明

・太枠(①+②)は当初請負代金額を示す。

- ① 基準日の当初請負代金額の出来高分
- ② 基準日の当初請負代金額の残工事分
- ③ 出来高に加算すべき変更分(基準日時点で契約に反映されていない。)
- ④ 出来高から減すべき変更分(基準日時点で契約に反映されていない。)
- ⑤ 残工事に予想される増額分(基準日時点で契約に反映されていない。)
- ⑥ 残工事に予想される減額分(基準日時点で契約に反映されていない。)
- ⑦ 残工事(②+⑤-⑥)×1.5%相当額
- ⑧ スライドに伴う請負代金額の増額分
- ⑦+⑧ 残工事(②+⑤-⑥)の賃金・物価変動に伴う増額分(受注者が負担する額を含む)

## 2 スライド変更の手順

- (1) 変更増(③と⑤)及び変更減(④と⑥)を加味した設計変更を行う。
- (2) 残工事費(②+⑤-⑥)の賃金・物価の変動前の金額を算出する。
- (3) 残工事費(②+⑤-⑥)の賃金・物価の変動後の金額を算出する。
- ※ (1)～(2)の額を算出する場合の共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費率(以下「諸経費率」)は、起工時の率(基準日以前に契約変更を実施している場合は、直前の変更契約における率)とし、(3)の額を算出する場合の諸経費率は、基準日時点を使う。ただし、率式は起工時の算定式を用いる。
- (4) 上記(2)と上記(3)の差額(⑦+⑧)を算出する。
- (5) 差額(⑦+⑧)から残工事費(②+⑤-⑥)の1.5%に相当する金額⑦を控除し、スライドに伴う請負代金額の増額⑧を算出する。
- (6) ⑧が0円又はマイナス金額の場合、スライドに伴う請負代金額の増額を行わない。

【参考】

全体スライド、単品スライド及びインフレスライドの概要

項 目		全体スライド (契約約款第25条第1項から第4項)	単品スライド (契約約款第25条第5項)	インフレスライド (契約約款第25条第6項)
適用対象工事		工期が12か月を超える工事 ただし、基準日以降、残工期が2か月以上ある工事 (比較的大規模な長期工事)	すべての工事 (適用通知発出日時点で継続中の工事及び新規契約工事)	すべての工事 ただし、基準日以降、残工期が2か月以上ある工事 (適用通知発出日時点で継続中の工事及び新規契約工事)
請負額変更の方法	対 象	請負契約締結の日から12か月経過した基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来形部分を除く全ての資材(鋼材類、燃料油類当)	賃金水準の変更が通知された日以降の基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等
	受発注者の負担	残工事費の1.5%	対象工事費の1.0% (ただし、全体スライド又はインフレスライドと併用の場合、全体スライド又はインフレスライド適用期間における負担はなし)	残工事費の1.0% (29条「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた「1%」を採用。)
	再スライド	可能 (全体スライド又はインフレスライド適用後、12か月経過後に適用可能)	なし (部分払いを行った出来形部分を除いた工期内すべての資材を対象に、精算変更契約後にスライド額を算出するため、再スライドの必要がない)	可能 (賃金水準の変更がなされる都度、適用可能)